

直轄工事における出来高部分払いの 試行状況について

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所

副所長 やまじ ひでき 山地 秀樹

1. はじめに

部分払いにおける出来高部分払方式は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性および質の高い施工体制の確保を目指すものである。出来高部分払方式については、「出来高部分払方式の実施について」(平成18年4月3日付け国地契第1 2号、国官技第1 2号)により通知があり、四国地方整備局においても平成18年6月1日以降に入札契約手続きを行うものから実施している。なお、対象とする工事は地方整備局長が認める以下の工事で、工期が180日を超えるものとされている。

- ① 一般土木工事
- ② アスファルト舗装工事
- ③ 鋼橋上部工事
- ④ セメント・コンクリート舗装工事
- ⑤ プレストレスト・コンクリート工事
- ⑥ 法面処理工事
- ⑦ 塗装工事
- ⑧ 維持修繕工事
- ⑨ 河川しゅんせつ工事
- ⑩ グラウト工事
- ⑪ 杭打工事
- ⑫ さく井工事

徳島河川国道事務所においては、平成18年12月に発注した「平成18 21年度川島排水機場改築工事」で請負者が部分払いを選択したもので、河川関係工事における事例として紹介する。

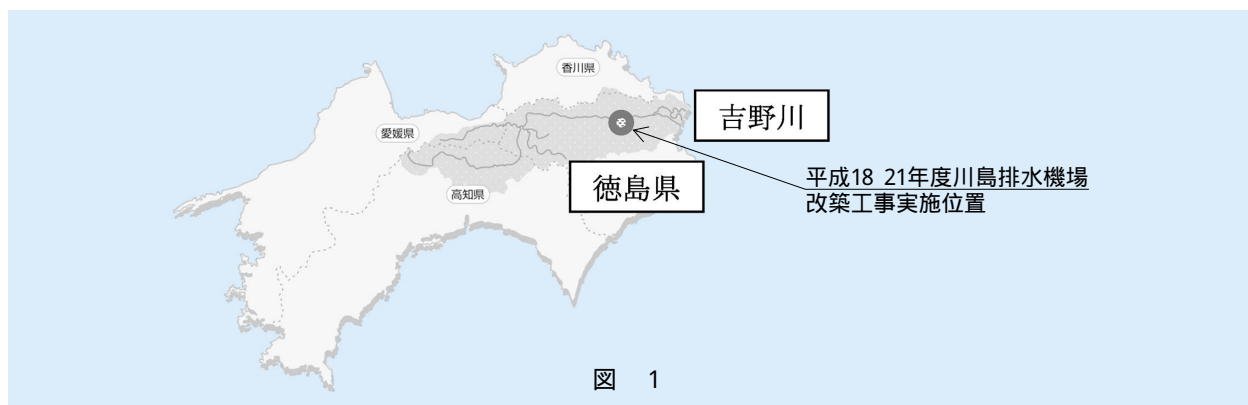


図 1

2. 工事概要

川島地区は、吉野川河口から約30kmの位置にあって、昭和36年9月の第2室戸台風では、浸水面積が350ha、最大浸水深4.0m、被災人口450人にのぼる激甚な内水被害が発生し、この災害を契機に四国で初めて排水機場（12m³/s）を整備した。しかし、その後もたびたび内水被害に見まわられていたが、平成16年10月の台風23号では、浸水面積137ha、床上浸水52戸、床下浸水137戸の大

きな被害が生じたため、床上浸水の解消と既設排水機場の老朽化解消を目的に「床上浸水対策特別緊急事業」として実施することとなった。

事業個所：徳島県吉野川市川島

事業内容：排水機場改築（12m³/s 18m³/s）

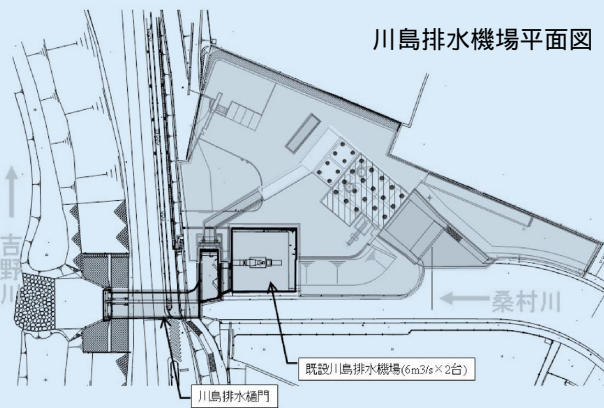
機場本体工，吐出水槽工，機場建屋工
導水路工，ポンプ設備

全体工期：平成17年度～平成20年度（床上浸水対策特別緊急事業は平成18年度から）

事業費：全体 約28億円

期待される具体的な整備効果

：桑村川流域において、降雨確率 1/10



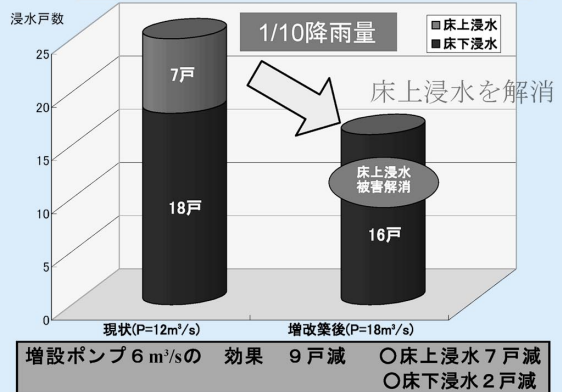
川島排水機場 整備工程表

工種	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
設計、積算	[進捗]				
土木工事		[進捗]			[進捗]
建築工事			[進捗]		
ポンプ設備工事			[進捗]	[進捗]	



川島排水機場完成予想CG

川島排水機場増改築(18m³/s)における効果



で、床上浸水を解消

今回の「平成18 21年度 川島排水機場改築工事」は、機場本體工，吐出水槽工，導水路工の土木一式工事を行うものである。

工期：平成18年12月14日～平成22年1月31日

請負金額：467,250千円

3. 入札・契約

本工事は、一般土木工事として条件付一般競争入札総合評価方式（標準型）による契約方式で行っている。入札公告および入札説明書へは次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知を行っている。

（入札公告への記載内容）

5 その他

(3) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

（特記仕様書への記載内容）

第31条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別途「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

なお、本工事は国庫債務負担行為に係る契約であり部分払請求の上限回数については「工事請負契約書第41条第3項」により次のように定められている。

各会計年度の部分払請求の上限回数 = 各会計年度の工期 / 90（端数切捨とする）

本工事の工期は、平成18年12月14日から平成22年1月31日となっており、各会計年度における部分払請求の回数は次のとおりである。この上限回数内で請負者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求できることとなっている。

平成18年度 2回 平成19年度 4回

平成20年度 4回 平成21年度 3回

また、発注者は請負者に、下請業者への支払いに対する指導をするものとなっていることから、現場説明書の指導事項へは次の内容を記載している。

(9) 一次下請業者への支払について
一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

4. 部分払いと中間前金払い

出来高部分払方式や中間前金払いは、現行どおりいずれかを選択できるが、それぞれの特徴を比較したものを表に示す。

5. 出来高部分払いの活用に向けて

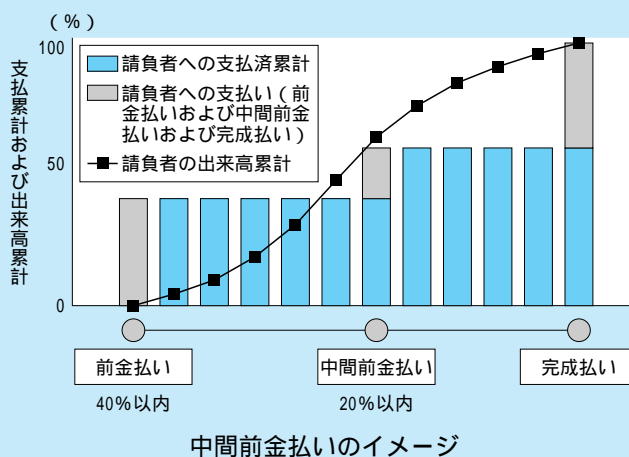
出来高部分払いのメリット等について、実際の現場に確認したところ、次のような意見があった。

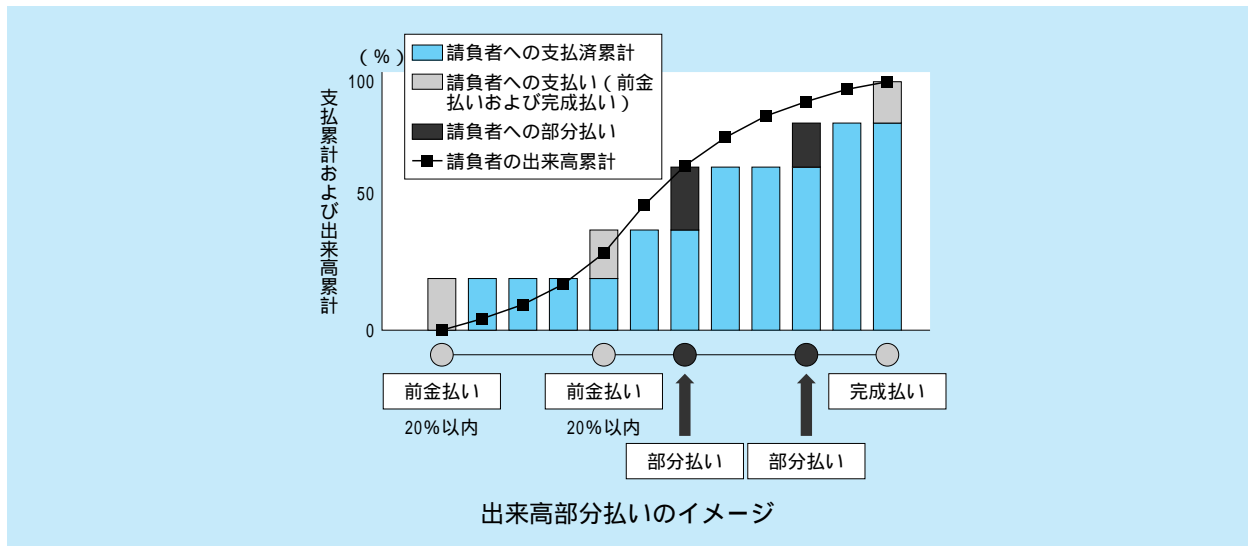
（受注者側）

今回の工事における出来高部分払いの請求は平成19年度1回、平成20年度2回、平成21年度は1回を予定している。

これは排水機場の工事ということで、ある程度構造物が完成しなければ、出来高を確認しづらいということもあり、契約上認められた回数（最大

	中間前金払い (請負代金1,000万円以上かつ工期が150日を超える工事)	出来高に応じた部分払い (工期が180日以下の工事は対象外)
工事代金の支払い	<p>中間前金払いを行う工事においては、請負代金額の40%以内を前金払いとして一括で支払い、出来高および工期が50%を超えた後に支払請求があれば、請負代金額の20%以内で中間前払金を支払います。</p> <p>注1) 国債工事の場合は、各年度に、当該会計年度の出来高予定額の40%以内を前金払いとして支払い。 中間前金払いについても、当該年度の年割額および工事実施期間が50%を超えた後に支払請求があれば、年割額の20%以内で中間前払金を支払い。</p>	<p>出来高に応じた部分払いを行う工事においては、請負代金額の40%以内を前金払いとして分割で支払い、請負者が請求すれば、前金払い(分割払い)と完成払いのほか、区切りの良い時に、出来高に応じた部分払いを支払うことができます。回数は3カ月に1回程度です。</p>
主な特徴	<p>各年度に1回の中間前金払いの請求ができる。</p> <p>注1) 品質確保向上のため、原則中間技術検査が行われます。(部分払いを請求する場合も同じ)。 注2) 国債工事の場合、完成払い1回のほか、各年度末に当該年度の既済部分検査を実施。</p>	<p>出来高に応じた支払いにより、企業経営が改善。 既済部分検査結果が以降の施工に活かされ、品質が向上。 その他のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工の区切りでの部分払いにより、コスト意識と工事進捗に対する意識が高まる。 ・受発注者間のコミュニケーションの機会が増え、思い違い等のリスクを回避できる。 ・既済部分検査により受発注者間で技術的に切磋琢磨できる。
部分払いの新しくなった点		<p>前金払いは、請負代金額の40%以内を分割払い(当初20%、年度内の出来高が2割を達成もしくは4カ月経過で残り20%以内。ただし、工期270日以下の工事では、4カ月を2カ月に短縮)。 部分払いの上限回数が、工期中で3カ月に1回程度に増。 部分払いに当たり必要となる既済部分検査を簡素化・効率化。</p>





で4回)より少ないものとなっている。特に平成19年度は、河川水位の影響を受けやすい個所の工事であり、非出水期に出来高を上げざるを得ないことから1回としている。

出来高部分払方式は、出来高に合わせて請求回数を増やせるという面から会社としてのメリットはあると思われる。また、検査回数が増えるということで品質の向上につながるという効果も考えられるが、現場担当者としては、負担が大きくなるという不安もあるが今後においては、技術検査を伴わない既済部分検査を活用して行きたい。

(発注者側)

出来高部分払いについては、短い間隔で出来高に応じた支払いが可能な点で、受注者の経済的負担が少なくなり、全般的な視点に立つと受発注者において大きなメリットであると考えられる。

検査に関しては、従来の部分払方式に比すと出来高部分払方式は検査が簡略化・効率化され、出来高を認めるのに必要最低限の項目に絞り込まれている。しかし、受検する側にとっては工種等に

ついて特定の範囲ではあるが、出来形管理図や数量計算書等について重要と考え、従来実施している検査と同様の準備をしているのが実情である。これを改善したとしても、データ整理等、やはり受検に当たっては少なからず作業が発生し、現場としての負担が増すことは事実であると考えている。

検査する側にとっては現在、過渡期ということもあり、本来必要である出来高を認めるのに最低限必要な資料作成方法等が明確になっていないことが課題と考えている。今後は、検査範囲の明確化とその徹底が必要であり、それは、受発注者相互の大きなメリットとなると考える。

以上のように実際の現場においては、まだまだ課題はあるようであるが、出来高部分払方式のメリットはきわめて大きいものであり、その効果を最大限に発揮させるため、日常管理に使用している資料等の活用の工夫、発注者および受注者のより一層の制度への理解の徹底をすすめていく必要がある。